

第3章 神戸市の文化財の概要

第1節 神戸市における文化財保護行政の歩み

【文化財保護の始まり】

日本における文化財保護に関わる行政の取り組みは、明治時代以降の急速な西洋化や廃仏毀釈などを背景に、美術品の流出や滅失を防ぐことから始まっている。文化財保護のために法律が整備されていく一方で、民間では明治時代以降に財を成した実業家が文化財の流出を防ぐため、美術品を収集していた。そしてそれらを公開するために設立した博物館施設も多く知られている。市内では池長美術館（のちに神戸市にコレクションが移譲される）、白鶴美術館、香雪美術館などがある。

【文化財保護に関する法と条例の制定】

昭和 25 年（1950）に前年の法隆寺金堂焼損を契機に文化財保護法（以下法という）が制定され、国においても文化財保護の体制が確立されていくことになった。神戸市では社会教育法の改正に伴い、昭和 33 年（1958）教育委員会事務局社会教育課文化係が文化財を所管することになった。その後、桜ヶ丘銅鐸・銅戈群の発見によって現在の神戸市立博物館の前身である神戸市立考古館を須磨離宮公園内に設置し、専門職として学芸員の採用を始めた。昭和 40 年（1965）からは日本で初めての古墳の国史跡整備事業が、五色塚（千壺）古墳 小壺古墳において始まった。この間、高度経済成長に伴い大規模開発が進行し、埋蔵文化財の発掘調査が大きな課題となった。未調査のまま滅失してしまう遺跡も多く、各地で遺跡の保存運動が起こった。神戸市においても大歳山遺跡が調査を経ずに消滅の危機にあったが、大学生たちの保存運動を経て、一部を公園として保存・活用することが決まった。またこの時期は、都市化の進展とともに変貌する景観や消滅する伝統的な祭り・行事への危機的な状況が顕在化した。神戸市は環境破壊に対して文化財とその周辺の一定の範囲を文化環境保存区域とし、保護することを条例化するといった先駆的な施策をとった。

【文化財保護行政の進展】

昭和 47 年（1972）、教育委員会社会教育課文化係から発展して社会教育部文化課が発足した。また、法が昭和 50 年（1975）に改正されたことに伴い、北野町と山本通の一部を伝統的建造物群保存地区として位置づけ、その保全に向けて都市計画部局と地元住民とともに歩み始めた。この時期は太山寺本堂や如意寺三重塔など解体を伴う大修理も行われた時期であった。

業務の拡大や体制強化のために、新たな施設や組織の拡充が図られていく。昭和 56 年（1981）、急増する開発事業に対応するため、文化課に埋蔵文化財係を新たに置き、文化係、文化財係とともに 3 係体制となった。続いて神戸市立南蛮美術館と神戸市立考古館を母体として、神戸市立博物館が昭和 57 年（1982）に開館した。さらに組織改正により、文化係が分離され文化財保護のみを所管する組織として、昭和 58 年（1983）に文化財課が誕生した。その後、西神及び北神ニュータウン建設、市街地再整備、圃場整備に伴う発掘調査で、大量に蓄積した考古資料を保存・活用するために、平成 3 年（1991）に神戸市埋蔵文化財センターが開館した。

【阪神・淡路大震災と文化財】

文化財保護条例の制定に向けて平成 5 年（1993）から 3 か年計画で基本調査を始めたが、兵庫県南部地震が発生し、状況は一変した。建造物関係の被災状況は特に深刻であった。旧居留地内にある多くの

近代建築が被災し、国指定重要文化財旧神戸居留地十五番館は強い地震動、液状化、耐震性不足を原因として倒壊した。重要伝統的建造物群保存地区でも倒壊こそなかつたが、煉瓦造煙突の落下など破損がみられた。また、多くの酒蔵が倒壊し、収蔵されていた酒造道具を含めて大きな被害を受けた。建造物には未指定文化財が多く、撤去や建て替えが進んでしまった。当時は神戸市に文化財保護条例が制定されていなかったために、指定候補の建造物の滅失に影響したとの批判もあったが、この被害規模では当時の指定制度に限界があることは明らかであった。さらに早期の復興を目指すために、公費解体の期間が定められ、瓦礫撤去推進とともに歴史資料の滅失も加速した。これらの事態を踏まえ、文化庁は文化財保護法を改正し、新たに文化財登録制度を創設した。

歴史的な建造物、古文書、仏像、古写真などの救出や修復が、様々な団体により行われた。これを契機に「文化財レスキュー」が生まれ、神戸大学を中心とする「歴史資料ネットワーク」の活動と兵庫県がはじめた「ヘリテージマネージャー」の養成は、現在全国各地に広がっている。

復興を進めるうえで、埋蔵文化財の発掘調査は必須の事業であり、全国から3年間にわたり兵庫県教育委員会に専門職員が派遣され、各市町職員とともに調査に従事した。支援を行う側、受ける側ともに手探りで調査が行われ、課題も少なからず指摘された。その後、東日本大震災、熊本地震における埋蔵文化財発掘調査の支援のため、本市学芸員も含め全国の職員が派遣された。

【文化財保護条例の制定】

平成8年（1996）、中断していた条例策定作業を再開し、平成9年（1997）「神戸市文化財の保護及び文化財を取り巻く文化環境の保全に関する条例」を制定した。条例制定により、指定等文化財の補助制度をはじめ、全分野に及ぶ登録制度、神戸らしさを伝えている名所・旧跡・祭りなどを地域文化財とする認定制度、周辺環境を含めて面的に文化財を保護する文化環境保存区域の指定など震災の経験を踏まえた保護施策の充実を図った。その後、法や県及び市条例に基づき、文化財所有者・府内関係部局・関係機関と協力しながら、新たな指定等や修理事業、整備事業、調査事業、公開事業、情報発信などの文化財の保存・活用に努めている。令和4年（2022）4月現在、神戸市内には国、県、市の指定等文化財は581件を数える。

平成30年（2018）の法改正ののち、令和2年（2020）から文化財課、博物館、図書館などの社会教育部門を教育委員会事務局から文化スポーツ局に移管し、府内関係部局とのより緊密な連携を目指している。そして、令和3年（2021）2月には指定未指定を含めた文化財の顕彰と支援を目的とした神戸歴史遺産制度をスタートさせ、文化財保護の強化を図っている。

表14 神戸市の文化財に関する動向

年代		神戸市内の動向	国・県の動向
1868	明治元		神仏分離令の発令
1871	明治4		古器旧物保存方の太政官布告により目録作成、提出
1889	明治22	神戸市制発足	
1897	明治30		古社寺保存法の制定
1898	明治31		日本美術院結成
1889	明治32	外国人居留地返還	

1919	大正 8		史蹟名勝天然紀念物保存法施行
1921	大正 10	五色塚（千壺）古墳 小壺古墳、和田岬砲台が国史跡指定	
1928	昭和 3		史蹟名勝天然紀念物保存法の所管が文部省に移管
1929	昭和 4		国宝保存法の制定（社寺以外の文化財の保護、輸出等の禁止等）
1933	昭和 8		重要美術品等ノ保存ニ関スル法律制定（認定された美術品の輸出等の禁止）
1934	昭和 9	白鶴美術館開設	
1938	昭和 13	阪神大水害	
1940	昭和 15	池長美術館一般公開開始	
1945	昭和 20	神戸大空襲	
1949	昭和 24		法隆寺壁画火災
1950	昭和 25		文化財保護法制定（文化財保護委員会設置など）
1951	昭和 26	池長美術館が市に委譲（経済局観光課所管）、市立美術館となる	
1954	昭和 29		文化財保護法改正（埋蔵文化財の保護強化、無形文化財及び民俗資料の制度化）
1955	昭和 30		文化財防火デーの開始
1958	昭和 33	経済局観光課から教育委員会社会教育課への業務の移管を含め文化係を新設	
1964	昭和 39		兵庫県文化財保護条例制定
1964	昭和 39	桜ヶ丘銅鐸・銅戈群発見	
1965	昭和 40	史跡五色塚（千壺）古墳 小壺古墳復元整備着手 市立美術館を南蛮美術館に改称	
1968	昭和 43	学芸員採用を開始	文化財保護法改正（文化財保護審議会を設置、文化庁発足）
1969	昭和 44	神戸市立考古館開館、桜ヶ丘銅鐸・銅戈群常設展示開始	
1969	昭和 45	神戸市文化財専門委員会が発足	
		桜ヶ丘銅鐸・銅戈群が国宝指定	
1972	昭和 47	教育委員会指導部から社会教育部が分離し、部内に文化課が発足	
		神戸市民の環境をまもる条例により文化環境保存区域の指定	
		市内民俗芸能悉皆調査開始（昭和 53 年終了）	
		香雪美術館開館	
1974	昭和 49	大歳山遺跡一般公開開始 古文書調査の開始	
		呑吐ダム水没地区文化財調査団（9 分野）（昭和 49～50 年）	
		史跡五色塚（千壺）古墳 小壺古墳の開園	文化財保護法改正（伝統的建造物群保存地区、文化財保存技術保護）
1975	昭和 50	日本建築学会近畿支部に委託し古民家の調査（昭和 50～52 年）	

			の創設、埋蔵文化財制度整備と民俗文化財制度充実)
1977	昭和 52	箱木家住宅の移築復元修理（昭和 52～54 年）	
1978	昭和 53	神戸市都市景観条例制定	
1981	昭和 56	文化課に埋蔵文化財係新設（文化係、文化財係の 3 係体制）	
1982	昭和 57	神戸市立博物館開館	
1983	昭和 58	文化財課に改組。文化係は新たな市民局に移管	
1988	昭和 63	神戸市内の近代洋風建築物実態調査を神戸大学工学部が実施	
1990	平成 2	茅葺建物調査（奈良文化財研究所他）（平成 2～3 年）	
1991	平成 3	神戸市埋蔵文化財センター開館	
1993	平成 5	文化財保護条例制定のための文化財基本調査開始（3 か年計画） アーバンリゾートフェア神戸 ‘93 にて文化財を活用	
1995	平成 7	兵庫県南部地震発生（阪神・淡路大震災発災）	兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所に復興調査班設置
1996	平成 8		文化財保護法改正（文化財登録制度（国）創設など）
1997	平成 9	神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例を制定 文化財保護審議会の設置 神戸市による文化財指定等の開始	
2000	平成 12	文化財係、埋蔵文化財指導係、埋蔵文化財調査係に組織改編 埋蔵文化財 G I S システムの運用開始・埋蔵文化財包蔵地分布図のインターネット公開開始	
2001	平成 13		兵庫県ヘリテージマネージャー養成を開始
2004	平成 16		文化財保護法改正（文化的景観創設など）
2007	平成 19	市所有内田家住宅（茅葺民家）公開開始	
2010	平成 22	文化財係を文化財保護活用係とし、埋蔵文化財指導係と埋蔵文化財調査係を合わせて、埋蔵文化財係とする組織改正	
2012	平成 24	伝統的建造物グラシアニ邸火災	
2014	平成 26	神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区防災計画策定	
2015	平成 27		日本遺産認定制度創設
2018	平成 30	日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 北前船寄港地・船主集落」の物語に追加認定	文化財保護法改正（文化財保存活用大綱・地域計画法定化）
2020	令和 2	史跡五色塚古墳・小壺古墳整備基本計画策定。 神戸歴史遺産制度創設 日本遺産「「伊丹諸白（もろはく）」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷」認定	兵庫県文化財保存活用大綱策定
2021	令和 3		文化財保護法改正（無形文化財及び無形民俗文化財登録制度、地方登録制度）

市内の指定等文化財について文化財の分類に則し、下記の表にまとめた。なお、美術工芸品については、細分についても記載した。第2節については分野ごとに記述するため、指定等区分については、国指定など略称表記する。また、巻末に市内指定等文化財一覧を付している。

表15 神戸市指定等文化財件数表（令和4年4月現在）

文化財の分類		国指定(国宝含)	国登録	国選定	県指定	市指定	市登録	市認定*D	伝建認定	文環市指定	市選定	合計件数	
文化財	有形文化財	建造物	件 23	件 108	件 -	件 17	件 26	件 19	件 0	件 -	件 -	件 193	
		絵画	46	0	-	0	10	0	0	-	-	56	
		彫刻	21	0	-	6	23	0	0	-	-	50	
		工芸品	17	0	-	4	7	0	0	-	-	28	
		歴史資料	0	0	-	1	1	0	0	-	-	2	
		書跡・古文書	12	0	-	3	5	0	0	-	-	20	
		考古資料	14	0	-	0	15	0	0	-	-	29	
		石造物	-	0	-	(9)*A	15	0	0	-	-	15	
		芸能	0	-	-	1	0	0	0	-	-	1	
		工芸技術	0	-	-	1	0	0	0	-	-	1	
	民俗文化財	有形民俗文化財	2	0	-	3	1	0	0	-	-	6	
		無形民俗文化財	1	-	-	2	1	24	4	-	-	32	
	記念物	遺跡	6	0	-	2	8	0	11	-	-	27	
		名勝地	2	2	-	1	6	0	0	-	-	11	
		動物・植物・地質鉱物	1	0	-	4	7	0	0	-	-	12	
	伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区	1	-	-	-	(1)*B	-	-	-	-	1	
		伝統的建造物	-	-	-	-	-	-	38*C	-	-	38	
	文化環境保存区域	文化環境保存区域	-	-	-	-	-	-	-	9	-	9	
		歴史的建造物	-	-	-	-	-	-	-	-	47	47	
選定保存技術		-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	3	
合計件数		146	110	3	45	125	43	15	38	9	47	581	

*A:県指定建造物17件の内9件に関しては、神戸市の分類で石造物として再掲した。

*B:重要伝統的建造物群保存地区は、市の指定を受けた上で国の選定を受けている。

*C:伝統的建造物(洋風)には重要文化財2件が再掲されている。

*D:地域文化財=神戸らしさを伝えている名所・旧跡・祭り

※文化財類型の種類・分類

有形文化財	建造物	洋風建築	和風建築	民家	茅葺建物	堂宇	石造品等
	美術工芸品	絵画	彫刻	工芸品	書跡	典籍	古文書
無形文化財	演劇	音楽	工芸技術				
民俗文化財	有形民俗文化財	衣服・器具・家屋等					
	無形民俗文化財	衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習	民俗芸能	民俗技術			
記念物	遺跡	貝塚	古墳	都城跡	城跡	旧宅跡	
	名勝地	庭園	橋梁	峡谷	海浜	山岳等	
	動物	植物	地質鉱物				
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地	棚田					
	里山	用水路等					
伝統的建造物群	宿場町	城下町	農漁村等				
文化財の保存技術	文化財の保存に必要な材料や用具の生産製作	修理・修復の技術等					
文化環境	文化財、文化に関する施設等を取り巻く文化環境	※神戸市独自の保護区分					

第2節 指定等文化財

2-1 有形文化財（建造物）

市内の指定等建造物の総件数は193件を数える。内訳は、東灘区30件、灘区23件、中央区31件、兵庫区7件、北区47件、長田区20件、須磨区7件、垂水区12件、西区16件である。

【東灘区・灘区】

東灘区及び灘区では、旧村山家住宅（国指定）や白鶴美術館本館（国登録）など近代の神戸や関西圏を支えた実業家たちが建設した私邸などの建造物が多く存在している。また、昭和時代初期に建てられた神戸大学の校舎の一部^{むらのとうご}や村野藤吾設計の甲南女子大学^{そまたにえんてい}などの教育施設なども国の登録を受けている。一方、六甲山には、榎谷堰堤（国登録）や五助堰堤（国登録）などの近代の治山に関する土木施設やウォーリズ建築で有名な六甲ゴルフ俱楽部クラブハウス（国登録）や六甲山荘（国登録）など、かつての六甲山の開発を物語るような建造物が指定及び登録されている。

【中央区】

中央区は開港の場となった神戸港を有し、旧神戸外国人居留地十五番館（国指定）や風見鶏の館として有名な旧トマス住宅（国指定）など明治時代の外国人に関連するものが多い。また、神戸市立博物館（国登録）や海岸ビル（国登録）など、現在の居留地の景観を形成した大正時代から昭和時代の様式建築なども特徴的である。それ以外にも船屋形^{ふなやかた}（国指定）、日本真珠会館（国登録）、ポートタワー（国登録）、布引水源地五本松堰堤（国指定）など個性的な建造物が存在する。

【兵庫区・長田区】

兵庫区及び長田区は、他区と比べ建造物の指定及び登録の件数が少ない。近年の市街地化だけではなく戦災や阪神・淡路大震災の影響が大きいと考えられる。兵庫区では、鳥原ダム（国登録）や湊川隧道^{からすはらどう}（国登録）など神戸の近代化に係わりの深い土木施設がある。長田区は延喜式内社である長田神社に文化財が集中している。

【須磨区・垂水区】

須磨区及び垂水区は、市域東部と同様に近代の実業家が建設した建造物が指定及び登録されている。瀬戸内海から淡路島を望むその風光明媚な景観が、邸宅及び別荘地として選択されたためである。須磨区の西尾家住宅（県指定）や垂水区の旧武藤家別邸（国登録）などはその代表例と言える。一方で垂水区の旧ジェームス家住宅（市指定）や移情閣（国指定）のように外国人実業家も邸宅を構え、独特的な様式がみられる。

【北区・西区】

北区及び西区の農村部では、中世から近世の社寺建築や茅葺建物を中心に多くの指定等の建造物が存在する。北区淡河町には、石峯寺薬師堂（国指定）と石峯寺三重塔（国指定）、南僧尾觀音堂（県指定）、北区大沢町には豊歳神社本殿（国指定）、北区道場町には塩田八幡宮本殿（市指定）、北区八多町^{おおぞちょう}には八多神社本殿（市指定）、北区山田町には、八幡神社三重塔（国指定）や若王子神社本殿（国指定）など各地区に社寺建造物が存在している。茅葺建物も多く、民家としては山田町にある箱木家住宅（国指定）が室町時代ごろの建築として有名で、それ以外にも主に江戸時代から明治時代に建築された茅葺建物が北区及び西区に点在している。有形民俗文化財に分類されるが北区には江戸時代後期以降に建築された農村歌舞伎舞台も存在している。また、西区の太山寺には太山寺本堂（国宝）や太山寺

三重塔（県指定）、如意寺には如意寺阿弥陀堂（国指定）・如意寺文殊堂（国指定）・如意寺三重塔（国指定）が有名で、それ以外にも性海寺本堂（市指定）、宗賢神社本殿（県指定）や住吉神社本殿（市指定）など社寺建築に優れたものがみられる。

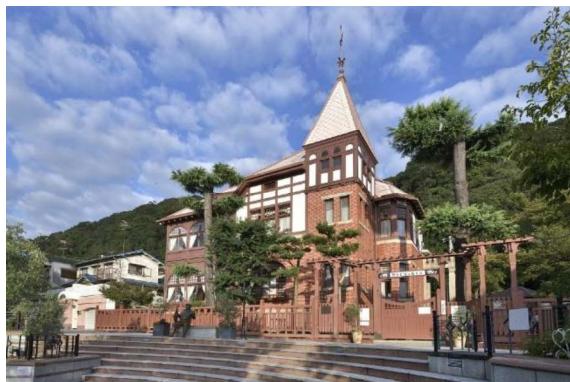


図 54 旧トーマス住宅



図 55 箱木家住宅



図 56 太山寺本堂



図 57 布引水源地水道施設（五本松堰堤）

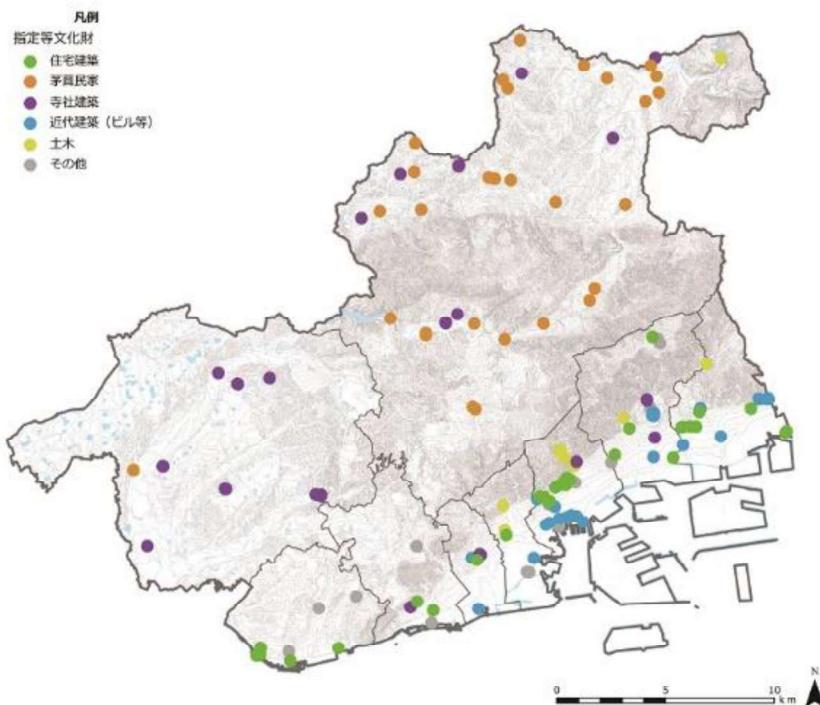


図 58 指定等文化財（建造物）の分布状況（下図出典：基盤地図情報（国土地理院））

2-2 有形文化財（美術工芸品）

有形文化財の内、絵画、彫刻、工芸品、歴史資料、書跡、古文書、考古資料については、美術工芸品として、その概要を述べる。

市内の指定美術工芸品の総件数は185件を数える。東灘区55件、灘区3件、中央区18件、兵庫区6件、北区23件、長田区5件、須磨区20件、垂水区5件、西区50件である。

【東灘区・灘区】

市域東部の東灘区及び灘区では、近代の神戸や関西圏を支えた実業家たちによって、国や時代を問わず多数の美術品が収集されてきた。その結果、東灘区の指定件数は突出して多くなっている。また、それらの多くは、香雪美術館や白鶴美術館などの民間美術館の収蔵品であり、現在では広く市民へ公開されている。絵画では、狩野元信筆紙本金地著色四季花鳥図六曲屏風（国指定）、絹本着色聖徳太子像（国指定）、工芸品では、金襴手獅子牡丹唐草文八角大壺（国指定）、志野山水文矢筈口みずさし水指（国指定）などである。書跡は賢愚経残巻（大聖武）、大般涅槃経集解の2点が国宝に指定されている。

【中央区】

中央区には、神戸市立博物館があるため、東灘区と同様に指定品の件数が多い。絵画では、池長孟氏の収集品の委譲を受けた神戸市立博物館の収蔵品が多い。紙本着色聖フランシスコ・ザビエル像（国指定）、狩野内膳筆紙本金地著色南蛮人渡来図六曲屏風（国指定）などが全国的にも知られている。一方で、彫刻では、木造菩薩立像（伝如意輪観音像）（大龍寺・国指定）、木造十一面観音立像（歓喜寺・国指定）、工芸品では、段威腹巻（湊川神社・国指定）、銅鐘（徳照寺・国指定）など社寺に伝わるものが多い。神戸市立博物館に所蔵されている和田岬・湊川砲台（台場）関係資料（市指定）は港湾都市神戸の地域性を表すものと言える。また、桜ヶ丘銅鐸・銅戈群（国宝）は、4号銅鐸など絵画銅鐸を含む資料で、器面に描かれた絵画は、弥生時代の世界を考えうえで貴重な資料である。

【兵庫区・長田区】

兵庫区及び長田区は、兵庫津が所在していたこともあり、中世に起原を持つ社寺に伝わる資料が中心となっている。絵画では、絹本着色施餓鬼図（薬仙寺・国指定）、紙本着色遊行縁起（真光寺・国指定）、彫刻では、木造大日如來坐像（宝満寺・国指定）、木造十一面観音立像（能福寺・国指定）、工芸品では、黒漆金銅装神輿（国指定）、太刀拵（長田神社・国指定）など、被災を免れ社寺に伝わっている。また、神戸市文書館に寄託されている岡方文書（市指定）は、近世兵庫津の岡方の役割を明らかにする豊富な資料群である。

【須磨区・垂水区】

市域西部の須磨区及び垂水区には、地域の中核となる寺院が点在しており、寺院の伝世品が中心となっている。須磨区では、福祥寺（須磨寺）に、紙本着色平敦盛画像（国指定）、木造十一面観音立像（国指定）など多くの優品が残されているほか、同寺の南北朝時代から江戸時代にかけての記録である当山歴代（県指定）も残されており、市内の歴史を紐解くうえでも重要である。垂水区には、国指定の彫刻として、木造阿弥陀如來坐像、木造日光月光菩薩像（多聞寺・国指定）、木造阿弥陀如來坐像（転法輪寺・国指定）など優れた仏像が伝えられている。

【北区・西区】

北区では、2-1で記述したように無動寺、石峯寺、多聞寺などの中世寺院が現在まで法灯を継いできた。彫刻類が豊富であり、木造薬師如来坐像(石峯寺・市指定)、木造聖徳太子立像(南無仏太子像)(善福寺・国指定)、木造大日如来坐像・釈迦如来坐像・阿弥陀如来坐像(無動寺・国指定)、木造毘沙門天立像(多聞寺・国指定)など、多様性に富み、制作年代も平安時代まで遡るものが多い。湯治場として有名な有馬には、応永24年(1419)の銘を持つ黒漆厨子(伝信実筆)(清涼院・国指定)などが伝わり、古くから温泉のみならず、信仰の場所としても人々を集めていたことがうかがえる。絵画では廃仏毀釈によって廃寺となった丹生山明要寺を描いた紙本著色丹生山明要寺参詣曼荼羅図(市指定)からは、繁栄した同寺の姿を見ることができる。

西区では、太山寺、如意寺、性海寺、近江寺などの中世から続く寺院が多く、仏画、仏像を中心に多くの美術工芸品が残されている。中でも太山寺には、絹本著色両界曼荼羅図(国指定)などの絵画、木造阿弥陀如来坐像(国指定)などの彫刻のほか、色々威腹巻(国指定)などの工芸品、紙本墨書き妙法蓮華経(国指定)などの書跡といった多様な美術工芸品が伝世している。神戸市埋蔵文化財センターには、市内で出土した考古資料が収蔵されており、史跡五色塚古墳 小壺古墳出土品(国指定)や西求女塚古墳出土品(国指定)の他、市指定有形文化財が15件ある。



図 59 聖フランシスコ・ザビエル像
(神戸市立博物館蔵)



図 60 木造大日如来像(無動寺蔵)



図 61 桜ヶ丘銅鐸・銅戈群
(神戸市立博物館蔵)

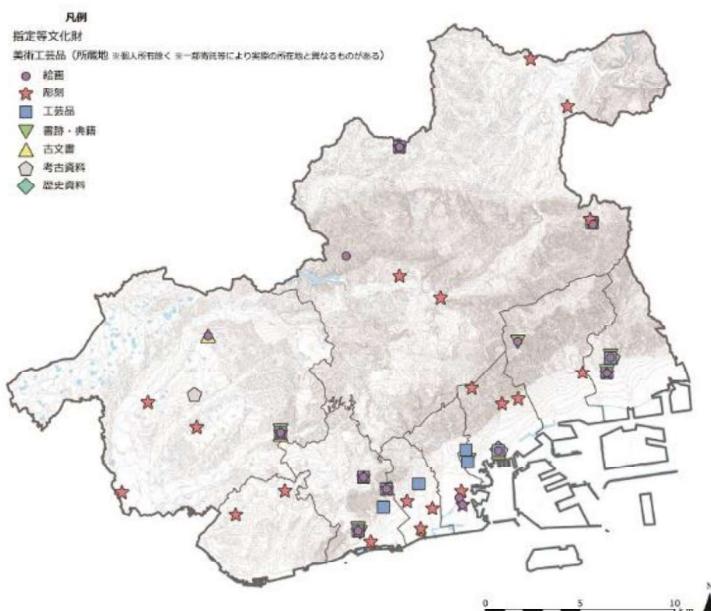


図 62 指定等文化財(美術工芸品)の分布状況(下図出典: 基盤地図情報(国土地理院))

2-3 有形文化財（石造物）

市内の指定等がされている石造物の総数は24件を数える。内訳は、東灘区1件、兵庫区3件、北区9件、長田区1件、須磨区5件、垂水区4件、西区1件である。

国指定の石造物は市内ではなく、県指定の石造物として五輪塔・宝篋印塔・十三重塔、石燈籠があり、大半の石造物に銘文があり、基準資料としての価値が高い。兵庫区の清盛塚石造十三重塔や同区真光寺の石造五輪塔のように、神戸にゆかりのある人物に関係するものが存在する。また、市指定の石造物は北区に多く、銘文のないものもあるが、時代の特徴を表わすような優品が多い。素材は六甲山起因の花崗岩が多いが、中には砂岩や凝灰質砂岩などの素材で作られるものも見受けられる。

鎌倉時代や南北朝時代以降の石造物が指定・未指定問わず多く存在する。それは神戸市域が源平合戦や南北朝に関する争乱、そして戦国時代などを通して、歴史の舞台として絶えずあり続けた結果と考えられる。石造物の多くは、真光寺などの中世を起源とする寺院、西国街道や湯山街道などの街道筋によくみられる。



図63 清盛塚石造十三重塔



図64 石造五輪塔（真光寺・一遍廟所）

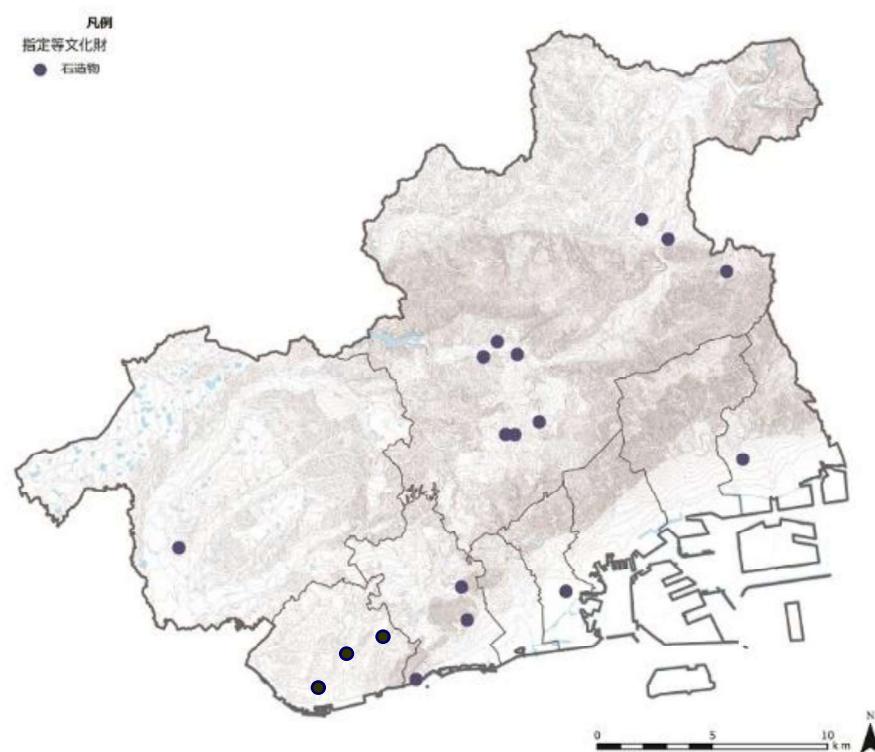


図65 指定等文化財（石造物）の分布状況（下図出典：基盤地図情報（国土地理院））

2-4 民俗文化財・無形文化財

市内の指定等民俗文化財の総件数は無形32件、有形6件を数える。内訳は、東灘区6件、灘区4件、中央区2件、兵庫区2件、北区13件、長田区2件、須磨区5件、垂水区2件、西区5件である。

(1) 民俗文化財

【東灘区・灘区】

東灘区及び灘区では、酒造が盛んな地域であり、酒造に関する技術や用具、建造物が包括的に指定されている点が特徴的である。灘の酒造用具（国指定）、灘区の沢の鶴株式会社大石蔵（前蔵・大蔵）（県指定）などがある。灘の酒樽製作技術は、灘の酒づくりには欠かせない技術として国により記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選定されている。また、弁才船絵馬（敏馬神社・市指定）は、江戸時代に酒などを運ぶ廻船の航海安全のために作られ、酒造を中心に発展してきた地域性を表している。また、住吉神社のだんじり（市登録）をはじめとして、各地の神社を介しただんじりや獅子舞などの伝統的な祭り・行事が行われ、地域のコミュニティづくりに一役買っている。

【中央区】

中央区では、神戸港開港以来、雑居地に居住した華僑と関連の深い行事が行われている。南京町春節祭（市認定）では、神戸市立神港橘高等学校や神戸中華同文学校の生徒たちが龍舞や獅子舞を行い、元町中華街周辺は賑やかな雰囲気に包まれる。水陸普度勝会（関帝廟の盂蘭盆）（市認定）では、紙製の模型を並べる中国の様式に習った行事が行われている。

【兵庫区・長田区】

兵庫区の和田神社のだんじり（市登録）は、戦災などの影響で中断しながらも、勇壮なだんじりが引き継がれている。また、兵庫木遣音頭（市登録）は、船大工らが作業の合間に唄っていたものを原型に、第1回神戸みなどの祭の際に歌詞が追加されるなど、市民によって手を加えられながら親しまれている。長田区の長田神社古式追儺式（県指定）は、かつて近隣寺院の修正会で行われていた行事で、明治時代以降長田神社で行われるようになった。鬼は災厄をはらうものとして位置づけられており、鬼役が厳格な精進潔斎を行うなど古式による作法が保存されている。

【須磨区・垂水区】

須磨区の車大歳神社の翁舞は、現在の能楽にはない部分を含み、伝統的な芸能の変遷を辿るうえでも重要であり、市内唯一の国指定重要無形民俗文化財に指定されている。須磨区から西区の市内西部には、妙法寺など真言宗・天台宗系の寺院で修正会に伴う鬼追い行事が数多く執り行われているのが特徴的である。

【北区・西区】

西区では布団太鼓や獅子舞（一部指定等）の行事も行われており、地域のコミュニティづくりに重要な役割を果たしている。

北区では、鎌倉時代から続くといわれる淡河八幡神社御弓神事（県指定）があり、巨大な的に鬼の字を書き、それを塗り潰す鬼封じを行った後に、4人の射手が的に向かって矢を射る。神事の最後は、地元中学生など36人が連続して的に射る三十六人的射が行われる。また、有馬温泉の正月行事として行われている有馬温泉入初式（市認定）では、明治時代以降、江戸時代から続く行列に湯女による湯もみ（はらえ）や祓が付け加えられ、独特な民俗行事となっている。農村歌舞伎舞台が多く残っているのも特徴である。

ながとこ
かみたにがみ
り、下谷上の舞台（国指定）、農村歌舞伎舞台（長床）（県指定）、上谷上農村歌舞伎舞台（県指定）が存在する。いずれも江戸時代に建てられ、舞台装置を備えており、この地域で農村歌舞伎が盛んであったことを示している。

（2）無形文化財

無形文化財については、須磨に配流された在原行平にまつわる伝承を持つ1本の弦のみで奏でる簡素な琴の演奏を行う須磨区の須磨琴（一弦琴）（県指定）、寺社筆の伝統的な技術を活かした筆づくりである北区の有馬筆（書画用）技術（県指定）、といった、特徴的な文化財が存在している。



図 66 灘の酒樽製作技術（出典：Feel KOBE（一財）神戸観光局）



図 67 長田神社古式追儺式

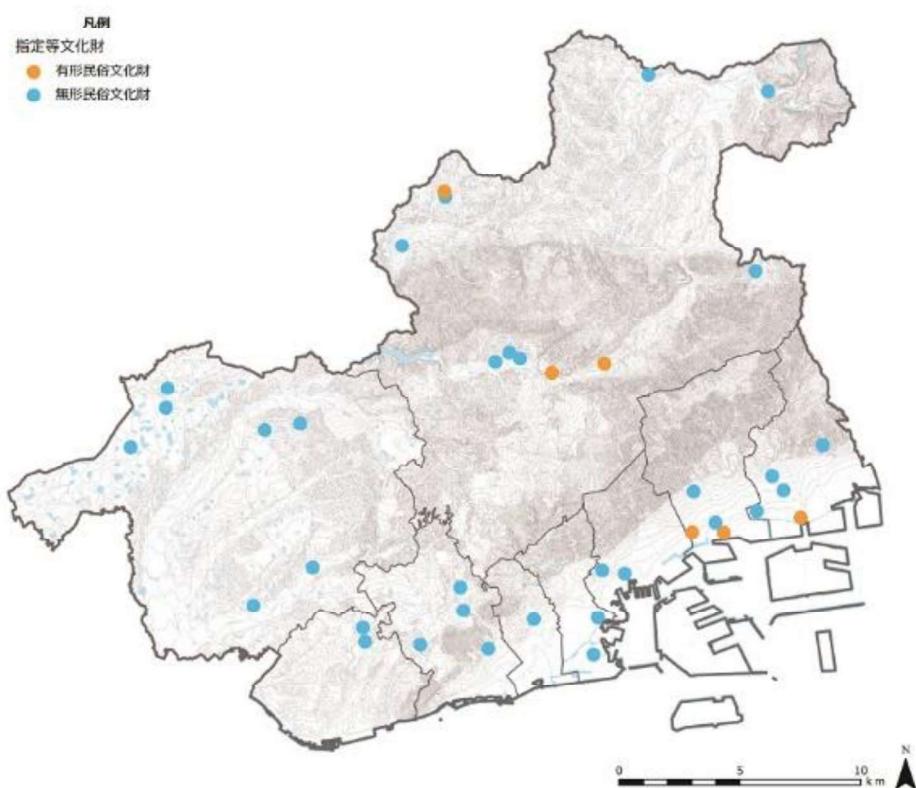


図 68 指定等文化財（民俗文化財）の分布状況（下図出典：基盤地図情報（国土地理院））

2-5 記念物

(1) 遺跡（史跡）

市内の指定等史跡の総数は 27 件を数える。内訳は、東灘区 2 件、灘区 1 件、中央区 2 件、兵庫区 3 件、北区 3 件、長田区 5 件、須磨区 2 件、垂水区 4 件、西区 5 件である。

種類は古墳、墓碑・墓所、砲台、磨崖仏、城郭、遺跡、石碑など多岐に及んでいる。

【古墳】

古墳は、東灘区 1 件、灘区 1 件、垂水区 2 件、西区 1 件を数える。その中でも、特筆すべきものは、垂水区にある五色塚（千壺）古墳 小壺古墳（国指定）である。全長は 194m で、兵庫県最大の前方後円墳である。古くは『日本書紀』に記述があるなど、その存在は古くから知られていた。大正 10 年（1921）3 月 3 日には和田岬砲台とともに、兵庫県ではじめての国史跡に指定された。その後、10 年に及ぶ整備事業を経て昭和 50 年（1975）には全国初の築造当初の姿を復元した古墳として、整備及び公開に至った。また、灘区の西求女塚古墳（国指定）は三角縁神獣鏡（国指定）などの青銅鏡が多量に出土したことでも有名である。

【砲台】

砲台は、兵庫区の和田岬砲台（国指定）と垂水区の旧明石藩舞子台場跡（国指定）がある。なお、兵庫区にはもう 1 基の湊川砲台が存在していたが、明治 24 年（1891）に木造部の火災により解体され滅失した。これらは幕末の諸外国に対する大阪湾防備のために建設された西洋式砲台で、当時の政治的な緊張を現代に伝えている。

【城郭】

神戸市域は、平安時代末から戦国時代に起こった様々な争いの舞台となっており、それに伴う戦跡や城郭が残されている。城郭で指定されているものは、西区の端谷城跡（市指定）のみであるが、それ以外にも 100 を超える城郭が確認されている。

【地域文化財（史跡）】

神戸市では、独自に神戸らしい特色ある文化財を顕彰することを目的に、地域の歴史や伝統・文化を伝え、地域のシンボルとしても人々に親しまれ、長年大切に守られてきた文化的価値の高いものを地域文化財として認定している。東灘区の沢の井をはじめ市内で 11 か所が認定されている。源平合戦の舞台の一つとなった神戸市域では、腕塚や那須與市墓所などの源平ゆかりの史跡が認定されており、現在も地域住民によって清掃活動など維持管理が行われ、保存・活用も図られている。



図 69 和田岬砲台（三菱重工業（株）提供）

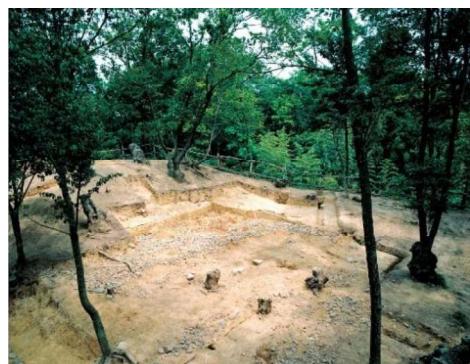


図 70 端谷城址



図 71 平忠度腕塚

(2) 名勝地（名勝）

市内の指定等名勝の総数は11件を数える。内訳は、東灘区1件、中央区2件、北区3件、須磨区1件、西区4件である。

【寺院の庭園】

名勝の中で最も多いものは、寺院に伴う枯山水式庭園である。西区の太山寺・如意寺と北区の石峯寺^{いはとうじ}の塔頭^{たつちゆう}寺院に存在する。この中でも太山寺の塔頭寺院にある安養院庭園（国指定）は、庭園の構成などから安土桃山時代の作庭と考えられ、優れた構造と背後の原生林を借景^{しゃけい}した優美な枯山水式庭園である。

【明治時代以降の名勝地】

外国人居留地が返還された後、様々な企業が拠点を置いたことに加え、六甲山系南麓地域が実業家や中産階級の住宅地として開発されたこともあり、近代以降の優れた庭園が存在している。東灘区の旧乾家庭園（市指定）や中央区の相楽園（国登録）、須磨区の西尾邸庭園（市指定）は、戦前の実業家が神戸市に建築した邸宅に伴うものである。旧乾家庭園は、洋館と和館に伴い、洋式庭園と流水觀賞式の和式庭園を作庭している。相楽園は池泉回遊式庭園で、昭和16年（1941）に神戸市に譲渡され都市公園となり、現在は原位置を留めた旧小寺家厩舎^{きゆうしゃ}（国指定）だけではなく、旧ハッサム住宅（国指定）や船屋形（国指定）が移築されている。また、外国人のレクリエーションの場として作られた中央区の東遊園地（国登録）や、北区の再度山公園・再度山永久植生保存地・神戸外国人墓地（国指定）は、近代神戸の発展を物語る歴史的な遺産と言える。



図72 安養院庭園（安養院提供）



図73 神戸外国人墓地（神戸市森林整備事務所提供）

(3) 動物・植物・地質鉱物（天然記念物）

市内の指定等天然記念物の総数は12件を数える。内訳は、東灘区2件、灘区2件、中央区1件、北区2件、長田区2件、須磨区1件、垂水区1件、西区1件である。

【動物】

地域を定めない天然記念物であるオオサンショウウオは、かつて北区の河川で生息していたことが報告されている。また、兵庫区の石井川や同河川が流れ込む長田区の新湊川の河口などで不定期に発見されているが、詳細な調査が行われていないため、実際の生息状況は不明である。そして、近年では、兵庫県立コウノトリの郷公園（豊岡市）で野生復帰を進めているコウノトリ（特別天然記念物）が北区や西区に飛来している。

【植物】

樹木については、灘区の神前の大クス（県指定）、東灘区の弓弦羽神社のムクノキ（市指定）、灘区

の妙善寺のソテツ（市指定）、長田区の長田神社のクスノキ（市指定）、須磨区の白川の石抱きカヤ（市指定）などがある。いずれも樹齢 100 年～500 年の巨木で、地域のランドマークとして親しまれている。近年では、平成 29 年（2017）に、台風により東灘区の鷺の森のケヤキ（市指定）が倒木し、滅失する事例も発生している。

植生については、西区の太山寺の原生林（県指定）・垂水区の転法輪寺の原生林（県指定）や北区の素盞鳴尊神社の社叢（市指定）・同区の有間神社の社叢（市指定）・中央区の大龍寺寺叢及び周辺のスダジイ群落（市指定）がある。いずれも社寺林として古くからの植生が守られている。

【地質鉱物】

唯一の国指定天然記念物は、長田区の丸山衝上断層である。この断層は、六甲山地を形成している花崗岩がそれを覆っているはずの神戸層群の上に逆に衝き上げている逆断層で、渦ヶ森スラスト（県指定）とともに今から 70 万年から 20 万年前にかけて起こった六甲変動と呼ばれる六甲山地の隆起の貴重な痕跡である。また、指定にはなっていないが、戦後の開発工事の際に、六甲山系南麓地域の様々な場所で断層が発見されており、かつて起こった大きな地形変動の痕跡が明らかになった。



図 74 鷺の森のケヤキ

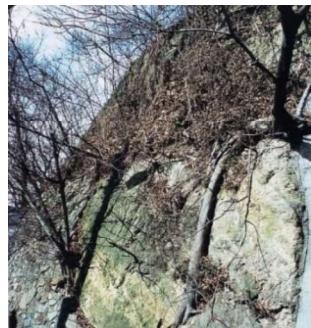


図 75 丸山衝上断層



図 76 太山寺の原生林

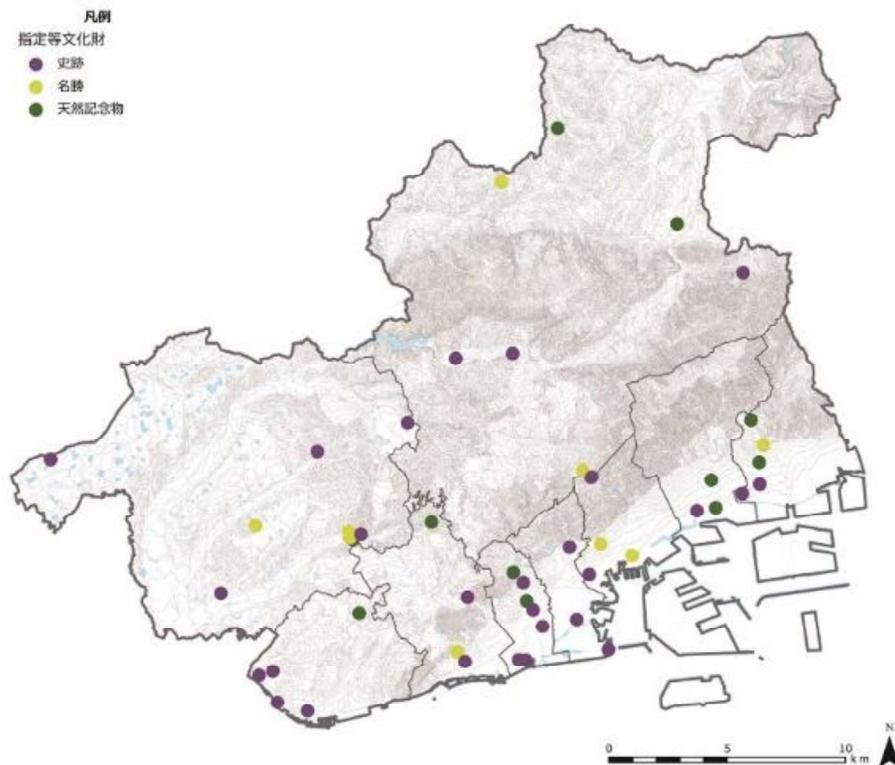


図 77 指定等文化財（記念物）の分布状況（下図出典：基盤地図情報（国土地理院））

2-6 伝統的建造物群保存地区

「異人館街」と呼ばれ、神戸市の魅力の一つとなっている「北野町山本通伝統的建造物群保存地区」は、今からおよそ150年前の神戸港開港当時、見晴らしの良い田園地帯であった。その後、外国人住宅地として開発が始まり、明治20年代から本格的に整備が進められ、第二次世界大戦までに、200棟以上の洋風建築物と和風建築物が並び建ち、独特の雰囲気のある住宅地となった。その後、戦災による焼失や経済成長期の再開発に加え、建物の老朽化も進んだため、阪神・淡路大震災以前には約80棟にまで減じていた。しかし、今なお残っている洋風建築物は、それぞれ個性的な建ち姿を見せ、異国情緒豊かな当時の面影を残している。その特徴は、それぞれの意匠や色調に個性があり、現在の機能本位の建築物では味わえないゆとりのある空間に認められる。これらの建築物の優れた特徴や和風建築物が混在する町並みが評価され、昭和55年(1980)に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。その後、平成7年(1995)の阪神・淡路大震災により、甚大な被害を受けたが、行政や住民などの協力により復興された。

保存地区内には旧トマス住宅(風見鶏の館)と小林家住宅(萌黄の館)の2件の国指定重要文化財と、旧ドレウェル邸(ラインの館)をはじめとする40件の伝統的建造物が存在しており、神戸市では都市景観と文化財の両面から保護している。また、国により保存地区に選定された翌年の昭和56年(1981)には、地元住民を中心に「北野・山本地区をまもり、そだてる会」が設立され、官民一体となってまちづくりに取り組んでいる。

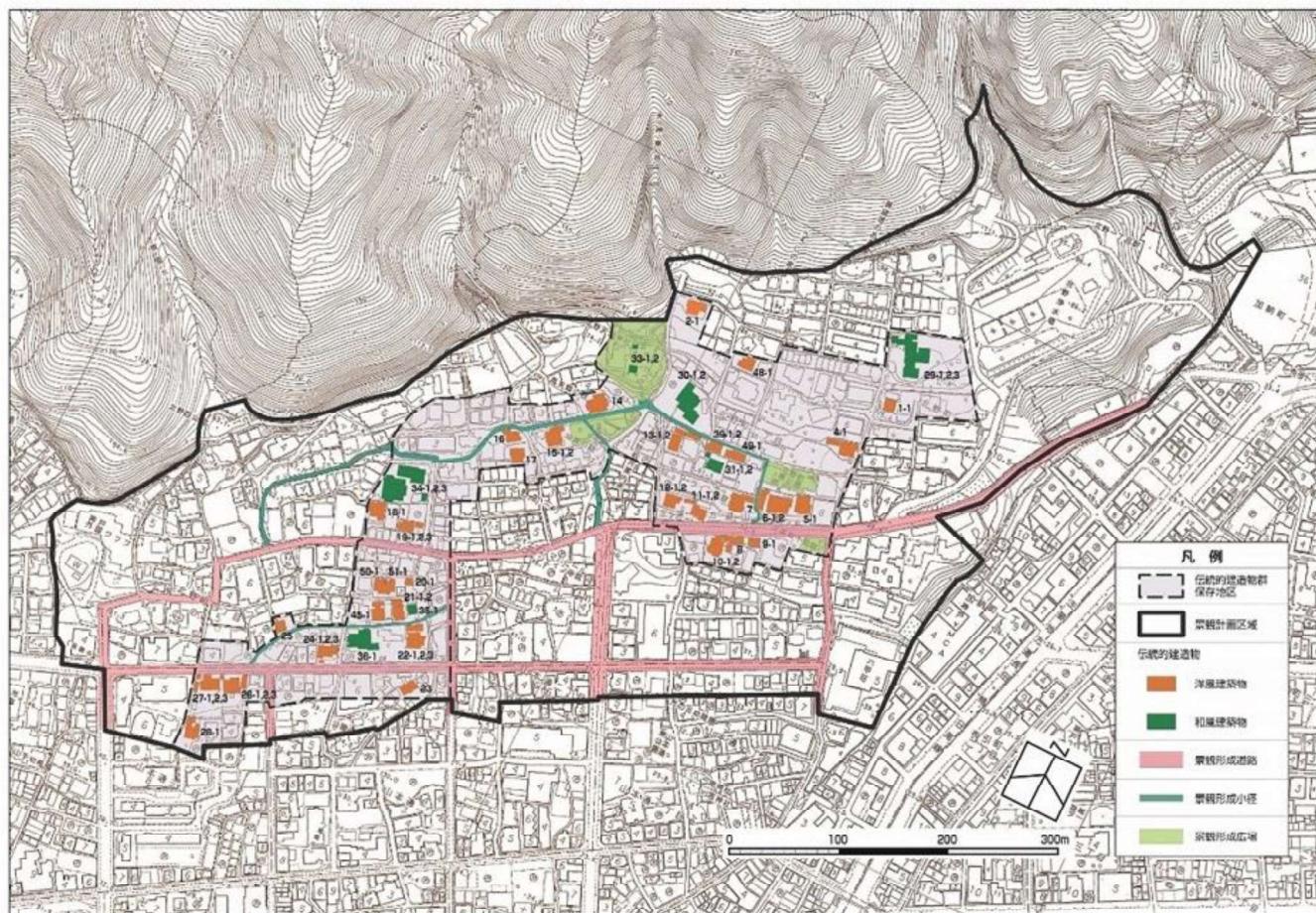


図78 北野町山本通伝統的建造物群保存地区及び景観計画区域の指定区域

2-7 文化環境保存区域

文化環境とは、所有者と地域の人々が継続して守り親しんできた文化財と、その周辺の自然環境が一体となって形成された文化的且つ歴史的な環境である。そして、それらを総合的に保護するために、一定の範囲を指定したものが、文化環境保存区域である。

昭和 47 年（1972）に制定された旧「神戸市民の環境をまもる条例」に基づき、市民一人ひとりがより豊かな人間性を回復する基礎となる文化環境の保存と育成が、人間環境都市を掲げた当時の神戸市にとって中心的な施策であるという認識の基に生み出された。

文化財を周辺の環境も含め広く保護する手法は、「神戸市都市景観条例」に基づく景観形成重要建築物等（現：景観資源）の指定と並び、周辺環境を含めた保護は、全国的にも先駆的な取り組みで、神戸市独自の施策と言える。

その後、平成 9 年（1997）に制定された神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例に組み込まれ、区域内の保全に関する助成や開発指導を行っている。

現在、文化環境保存区域は、以下の 9 か所が指定されており、現地には、指定範囲とその範囲内で許可が必要な行為について明示した看板を設置している。

① 白鶴美術館及びその周辺（東灘区：指定面積約 0.4 ha）

国登録有形文化財：3 件

② 徳光院及びその周辺（中央区：指定面積約 0.9 ha）

国指定重要文化財：1 件 歴史的建造物：5 件

③ 福祥寺（須磨寺）及びその周辺（須磨区：指定面積約 18 ha）

国指定重要文化財：1 件 県指定重要文化財：1 件 歴史的建造物：8 件

④ 石峯寺及びその周辺（北区：指定面積約 5.1 ha）

国指定重要文化財：2 件 県指定重要文化財：1 件 歴史的建造物：7 件

⑤ 無動寺・若王子神社及びその周辺（北区：指定面積約 2.2 ha）

国指定重要文化財：1 件 歴史的建造物：3 件

⑥ 八幡神社及びその周辺（北区：指定面積約 0.9 ha）

国指定重要文化財：1 件 市指定有形文化財：3 件 歴史的建造物：2 件

⑦ 太山寺及びその周辺（西区：指定面積約 17.9 ha）

国指定重要文化財（国宝含む）：3 件 歴史的建造物：6 件

⑧ 如意寺及びその周辺（西区：指定面積約 28.0 ha）

国指定重要文化財：3 件 歴史的建造物：5 件

⑨ 性海寺及びその周辺（西区：指定面積約 5.0 ha）

市指定重要文化財：2 件 歴史的建造物：12 件

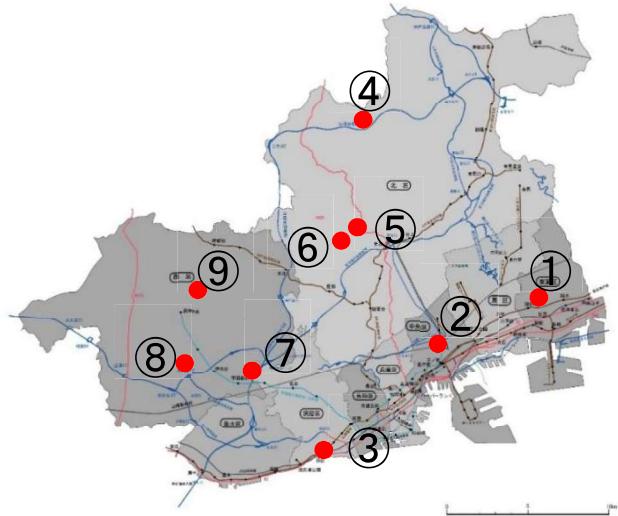


図 79 文化環境保存区域の指定箇所



図 80 文化環境保存区域内の範囲等を示す看板

2-8 行政区別の指定等文化財の分布状況

各分野の指定等文化財について、各区の分布状況の概要を示し、表にまとめた。

【東灘区】

香雪美術館や白鶴美術館といった民間博物館施設の収蔵品である美術工芸品の比率が高い。灘五郷のうち魚崎郷と御影郷が存在し、酒造に関する文化財も指定されている。また、住吉神社など地域の神社の氏子などによりだんじりが盛んに行われている。

【灘区】

六甲山荘など六甲山・摩耶山の開発や、神戸大学本館をはじめとする教育施設など神戸の近代化に伴う文化財の比率が高い。また、灘五郷のうち西郷が存在し、酒造に関する文化財も特徴的である。

【中央区】

北野町山本通伝統的建造物群保存地区や旧神戸外国人居留地十五番館など神戸港開港に伴う文化財が特徴的にみられる。さらに南京町春節祭など華僑文化に関連する無形民俗文化財が認定されており、国際色豊かな神戸市的一面が表れている。また、神戸市立博物館があることから、多くの美術工芸品や歴史資料が伝わっている。

【兵庫区】

真光寺や能福寺など中世以来の寺院が数多く存在しており、一遍廟所など港湾都市である兵庫津の歴史を物語る文化財が残る。また、和田岬砲台は垂水区の旧明石藩舞子台場跡と併せて、幕末の神戸の政治的な緊張を伝える特徴的な文化財と言える。

【北区】

茅葺建物が集中して分布しており、この地域を特徴づける文化財である。また、石峯寺や六條八幡神社などの指定等を受けた社寺建築が点在し、仏像などの美術工芸品、枯山水式庭園などの名勝、御弓神事などの伝統的な祭り・行事も数多く伝わっている。伝豊太閤湯山御殿跡や有馬温泉入初式など古くからの温泉場である有馬に関する文化財も存在する。

【長田区】

式内社である長田神社に文化財が集中する傾向がみられ、長田神社の追儺式や、社殿、神輿などが伝わっている。また、腕塚や胴塚など平家の伝承に由来する史跡も多い。

【須磨区】

西尾家住宅に代表されるような実業家が建設した建造物が存在する一方で、福祥寺（須磨寺）や妙法寺といった寺院に伴う建造物や美術工芸品が多く、修正会の鬼の芸能（鬼追・追儺式・鬼踊）を行うところもある。また市内では数少ない無形文化財である須磨琴（一弦琴）がある。

【垂水区】

須磨区と同様に海岸部に旧武藤家別邸洋館をはじめ実業家の別邸が多く建築されている。また、兵庫県下最大の前方後円墳である五色塚（千壺）古墳 小壺古墳が存在する。垂水区の丘陵部には転法輪寺などの中世由来の寺院が存在し、仏像などの美術工芸品が伝わっている。さらに転法輪寺と明王寺では追儺式が行われている。

【西区】

太山寺などの中世寺院が地域の拠点として点在している。そこには建造物だけではなく仏像・絵画・古文書などの美術工芸品や、追儺式などの伝統的な祭り・行事が伝えられている。伊川谷町や神出町の神社で奉納される獅子舞なども市無形民俗文化財に登録されている。戦国時代には三木合戦に関わる戦場となっており、端谷城跡をはじめとした城館跡も残されている。西神ニュータウンには神戸市埋蔵文化財センターがあり、五色塚古墳出土品をはじめとした市内各地の出土品が収蔵・展示されている。

表 16 神戸市区別指定等文化財件数表（東灘区・灘区・中央区）（令和4年4月現在）

文化財の分類		東灘区							灘区							中央区																	
		国 指定	国 登録	国 選定	県 指定	市 指定	市 登録	市 認定	文 環 市 指 定	市 選定	小 計	国 指定	国 登録	国 選定	県 指定	市 指定	市 登録	市 認定	文 環 市 指 定	市 選定	小 計	国 指定	国 登録	国 選定	県 指定	市 指定	市 登録	市 認定	文 環 市 指 定	市 選定	小 計		
有形文化財	建造物	1	27		2					30	1	20	1	1						23	8	23								31			
	絵画	24								24				1						1	6										6		
	彫刻	2								2			1							1	2		1								3		
	工芸品	10								10										0	2		1	2							5		
	書跡	8								8			1							1	1		1								2		
	歴史資料									0										0			1								1		
	考古資料	11								11										0	1										1		
	石造物					1				1										0											0		
無形文化財	芸能									0										0											0		
	工芸技術									0										0											0		
民俗文化財	有形民俗文化財	1								1			1	1						2											0		
	無形民俗文化財					4				4					2					2				2							2		
記念物	遺跡	1					1			2	1									1	1		1								2		
	名勝地				1					1										0	2										2		
	動物・植物・地質鉱物			1	1					2			1	1						2			1							1			
伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区									0										0	1										1		
	伝統的建造物									0										0											38		
文化環境保存区域	文化環境保存区域							1	1											0										1			
	歴史的建造物								0											0										5			
選定保存技術			2							2										0										0			
合計件数		58	27	2	1	5	4	1	0	1	0	99	2	20	0	5	4	2	0	0	0	33	22	25	0	2	6	0	2	38	1	5	101

※東灘区：書跡の国指定に国宝1件を含む

※中央区：考古資料の国指定に国宝1件を含む

表17 神戸市区別指定等文化財件数表（兵庫区・北区・長田区）（令和4年4月現在）

文化財の分類		兵庫区										北区										長田区											
		国 指 定	国 登 録	国 選 択	県 指 定	市 指 定	市 登 録	市 認 定	伝 建 認 定	文 環 市 指 定	市 選 定	小 計	国 指 定	国 登 録	国 選 択	県 指 定	市 指 定	市 登 録	市 認 定	伝 建 認 定	文 環 市 指 定	市 選 定	小 計	国 指 定	国 登 録	国 選 択	県 指 定	市 指 定	市 登 録	市 認 定	伝 建 認 定	文 環 市 指 定	市 選 定
有形文化財	建造物	5		2							7	6	5	4	15	17					47	19	1								20		
	絵画	2									2	1			4						5										0		
	彫刻	2			1						3	8		2	5						15	1		2							3		
	工芸品										0	1		1							2	1		1							2		
	書跡				1						1										0										0		
	歴史資料										0			1							1										0		
	考古資料										0										0										0		
	石造物				1						1				9						9										0		
無形文化財	芸能										0										0										0		
	工芸技術										0			1							1										0		
	選択保存技術										0										0										0		
民俗文化財	有形民俗文化財										0	1		2							3										0		
	無形民俗文化財					2					2			1	7	1					9		1	1							2		
記念物	遺跡	1		1		1					3			2		1					3				5						5		
	名勝地										0	1		2							3										0		
	動物・植物・地質鉱物										0			2							2	1		1							2		
伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区										0										0										0		
	伝統的建造物										0										0										0		
文化環境保存区域	文化環境保存区域										0										3	3									0		
	歴史的建造物										0										12	12									0		
合計件数		5	5	0	3	3	2	1	0	0	0	19	18	5	0	12	39	24	2	0	3	12	115	3	19	0	3	3	0	6	0	0	34

表18 神戸市区別指定等文化財件数表（須磨区・垂水区・西区）（令和4年4月現在）

文化財の分類		須磨区										垂水区										西区										
		国 指 定	国 登 録	国 選 択	県 指 定	市 指 定	市 登 録	市 認 定	伝 建 認 定	文 環 市 指 定	市 選 定	小 計	国 指 定	国 登 録	国 選 択	県 指 定	市 指 定	市 登 録	市 認 定	伝 建 認 定	文 環 市 指 定	市 選 定	小 計	国 指 定	国 登 録	国 選 択	県 指 定	市 指 定	市 登 録	市 認 定	伝 建 認 定	文 環 市 指 定
有形文化財	建造物	1	3		3						7	1	6	4	1						12	5		2	7	2					16	
	絵画	1				4					5										0	12		1							13	
	彫刻	2			1	5					8	3		2							5	1		1	8						10	
	工芸品	1			1	3					5										0	2		2							4	
	書跡				2						2										0	3		3							6	
	歴史資料										0										0										0	
	考古資料										0										0	2		15							17	
	石造物					3					3										0			1							1	
無形文化財	芸能				1						1										0										0	
	工芸技術										0										0										0	
	有形民俗文化財										0										0										0	
民俗文化財	無形民俗文化財	1				3					4			2							2			1	4						5	
	遺跡						2				2	2		2							4		1	3	1						5	
記念物	名勝地					1					1										0	1		1	2						4	
	動物・植物・地質鉱物				1						1			1							1			1							1	
	重要伝統的建造物群保存地区										0										0										0	
伝統的建造物群	伝統的建造物										0										0										0	
	文化環境保存区域										1		1								0										3	
文化環境保存区域	歴史的建造物							6	6		6	6	5	5	5	2	0	0	0	0	0	24	26	0	6	43	6	1	0	3	24	109
	選択保存技術			1							1										0										0	
合計件数		6	3	1	8	17	3	2	0	1	6	47	6	6	5	5	5	2	0	0	0	24	26	0	6	43	6	1	0	3	24	109

※西区：国指定に国宝建造物1件を含む

第3節 埋蔵文化財

現在神戸市には、東灘区48件、灘区28件、中央区43件、兵庫区30件、北区276件、長田区26件、須磨区27件、垂水区24件、西区238件で合計740件を数える遺跡が存在している。(令和4年3月31日現在)

遺跡の件数は、面積の広い北区及び西区が全体のおよそ7割を占めている。昭和時代後半以降に大規模なニュータウン建設や広範囲に行われた圃場整備事業に伴い、広範囲に及ぶ分布調査・試掘調査が行われたため、主に縄文時代から中世までの遺跡が確認されている。西区には弥生時代の拠点的集落と考えられる玉津田中遺跡や高地性集落である頭高山遺跡、古墳時代前期の前方後円墳である白水瓢塚古墳などがあり注目される。北区には、山間部に古墳時代後期の群集墳や淡河城跡などの城館も多数存在している。

残りの3割は、東灘区から垂水区までの六甲山系南麓地域の狭小な平野部に密集している。瀬戸内海や山陽道及び西国街道などの存在から古くから交通の要衝として、多くの人や物が行き交っていたため、縄文時代以降の遺跡が各所で確認されている。中央区と兵庫区にまたがる楠・荒田町遺跡や須磨区の戎町遺跡などの大規模な弥生時代の拠点集落や、兵庫区の港湾都市遺跡である兵庫津遺跡、垂水区の五色塚（千壺）古墳 小壺古墳など枚挙にいとまがない。また、国宝桜ヶ丘銅鐸・銅戈群をはじめとして数多くの出土品が発見されている。六甲山系南麓地域は阪神・淡路大震災で大きな被害を受けたため、住宅の復旧などで広大な面積の発掘調査が必要になったが、全国からの調査協力により比較的短期間の調査が可能となった。これらの調査の積み重ねにより現在では、市街地の遺跡の分布状況が詳細に把握されつつある。

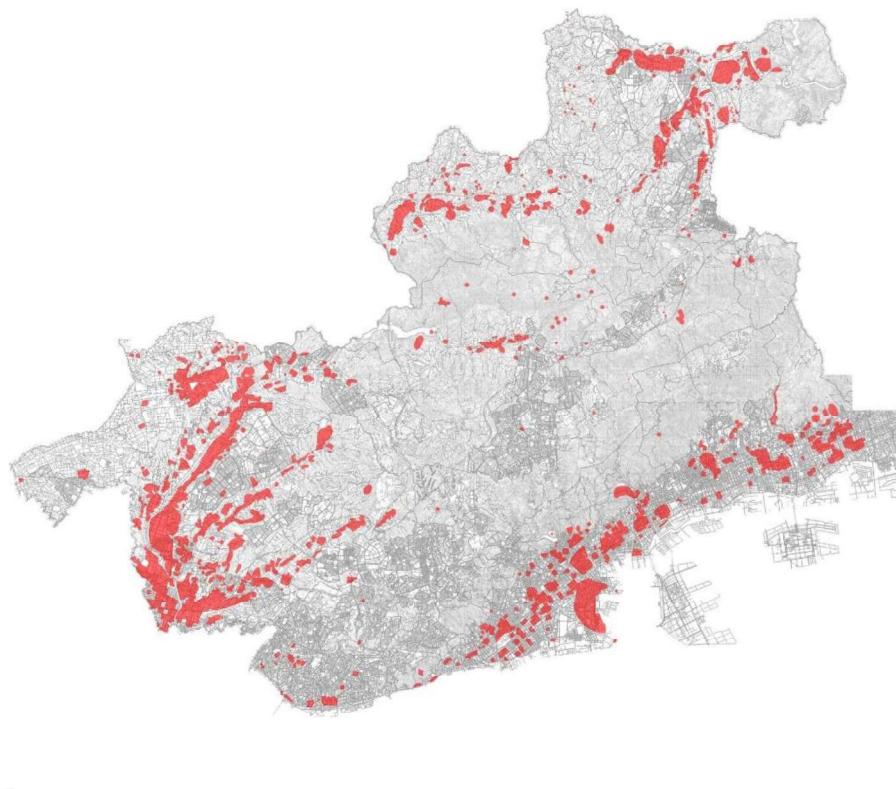


図 81 周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況（赤塗部）

第4節 未指定文化財

これまで、調査などにより把握した中から、神戸市の歴史、文化、自然を理解するうえで重要なものを指定、そしてそれに準ずる価値を有するものを登録、そして、伝承性など神戸らしい特色を持つものを認定し、保存・活用の対象としてきた。その一方で、その価値の位置づけが定まらない未指定の文化財が多数存在する。茅葺建物（金属板で屋根を被覆するものも含む）、近代化遺産、近代洋風建築物、近代和風建築物、近代産業遺産、古文書などの文献史料、伝統的な祭り・行事、伝統芸能、巨樹や植生、石造物などである。後述する第5章第1節に挙げる調査などをはじめ様々な分野の調査が行われている。その結果、これまでに挙げた指定等文化財及び埋蔵文化財以外にも、建造物3,627件、古文書266件、石造物119件、無形民俗文化財845件、無形文化財1件、城館等104件、植物59件、歴史資料49件の未指定文化財を数える。調査が行われてから数十年を経過しているものが多く、現状把握が不十分であるため、現状確認調査を行いデータ整理が必要と言える。

また、現在指定されていない地蔵盆などの伝統的な祭り・行事は、震災復興の地域コミュニティづくりで一定の役割を果たしたとの評価があり、詳細な調査を行う必要がある対象と考えられる。

そして、令和3年（2021）の法改正に伴い、今後は食文化や伝統的な娯楽といったこれまで文化財類型として捉えてこなかったものも対象とした調査を検討する必要がある。

表19 神戸市内における未指定文化財数（※神戸歴史遺産を含む）

種類	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	その他	合計
建造物	175	355	459	361	1353	210	177	159	377	1	3627
美術工芸品（古文書）	8	30	172	5	18	8	13	3	8	1	266
石造物	1	4	1	9	84	5	5	5	5	0	119
無形民俗文化財	24	22	28	6	97	28	44	170	426	0	845
無形文化財	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
記念物（城館等）	4	2	5	2	66	0	3	2	20	0	104
記念物（植物）	10	4	4	5	11	5	11	5	4	0	59
歴史資料	0	0	49	0	0	0	0	0	0	0	49
合計	222	417	718	388	1630	256	253	344	840	2	5070

第5節 日本遺産

神戸市には、平成30年（2018）に追加認定された北前船に関するストーリー（「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 北前船寄港地・船主集落」）と令和2年（2020）に認定された酒造に関するストーリー（「伊丹諸白（もろはく）」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷）の2件の日本遺産がある。いずれも複数の自治体が申請したシリアル型の日本遺産であるため、他自治体とも連携しながら事業を推進している。

①「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 北前船寄港地・船主集落」

ストーリーの概要	「動く総合商社」ともいべき北前船は、「買積」によって一攫千金を夢見た男たちが、港々で仕入れた特産品を積み込み、日本各地と北海道を結び、北海道だけでなく全国の特産品の流通に一役買った。関西の食文化は北前船が作ったといっても過言ではない。大坂とともに北前船の拠点港であった兵庫。天然の良港として古くから瀬戸内海の交通の要衝として栄え、江戸時代末期には高田屋嘉兵衛が拠点航路を開き、北海道物産交易の基地としても大いに賑わった。現在にも彼らが残した遺産が各所に遺されている。			
申請自治体	北海道（函館市、松前町、小樽市、石狩市）・青森県（鰺ヶ沢町、深浦町、野辺地町）・秋田県（秋田市、にかほ市、男鹿市、能代市、由利本荘市）・山形県（酒田市、鶴岡市）・新潟県（新潟市、長岡市、佐渡市、上越市、出雲崎市）・富山県（富山市、高岡市）・石川県（加賀市、輪島市、小松市、金沢市、白山市、志賀町）・福井県（敦賀市、南越前町、坂井市、小浜市）・京都府（宮津市）・大阪府（大阪市、泉佐野市）・兵庫県（神戸市、高砂市、新温泉町、赤穂市、洲本市、姫路市、たつの市）・鳥取県（鳥取市）・島根県（浜田市）・岡山県（倉敷市）・広島県（尾道市、呉市、竹原市）・香川県（多度津町）			
神戸市内構成文化財	文化財の名称	種別	指定区分	所在地
	神戸大学海事博物館北前船収蔵資料	美術工芸 文献資料 有形民俗	未指定	東灘区
	敏馬神社「弁才船絵馬」	有形民俗	市指定	灘区
	神戸海洋博物館北前船収蔵資料	美術工芸 文献資料 有形民俗	未指定	中央区
	高田屋嘉兵衛献上灯籠	建造物（石造）	未指定	兵庫区
	苦楽松右衛門の墓	建造物（石造）	未指定	兵庫区
	高田屋嘉兵衛本店跡地	史跡	未指定	兵庫区
	舞子延命地蔵（たたき地蔵）	建造物（石造）	未指定	垂水区

②「伊丹諸白（もろはく）」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷

ストーリーの概要	江戸時代、伊丹・西宮・灘の酒造家たちは、優れた技術、良質な米と水、酒輸送専用の樽廻船によって、「下り酒」と称賛された上質の酒を江戸へ届け、清酒のスタンダードを築いた。酒造家たちの技術革新への情熱は、伝統ある酒蔵としての矜持と進取の気風を生み、「阪神間」の文化を育んだ。六甲山の風土と人に恵まれたこの地では、水を守り、米を育てる人々、祭りに集う人々、酒の香漂う酒造地帯を訪れ、蔵開きを楽しむ人々がともにあり、400年の伝統と革新の清酒が造られている。			
申請自治体	伊丹市、神戸市、西宮市、尼崎市、芦屋市			
神戸市内構成文化財	文化財の名称	種別	指定区分	所在地
	兵庫県の酒造習俗	無形文化財	国選択	東灘区
	灘五郷・酒造り唄	無形文化財	未指定	東灘区・灘区
	魚崎郷・櫻正宗山邑家酒造用具、酒造関連資料	有形民俗文化財 歴史資料	未指定	東灘区
	魚崎郷・浜福鶴酒造用具	有形民俗文化財	未指定	東灘区
	灘の酒造用具	有形民俗文化財	国重文	東灘区
	御影郷・菊正宗嘉納家酒関連資料及び樽酒 マイスタークリエイター	歴史資料 無形民俗文化財 有形民俗文化財	未指定	東灘区
	御影郷・白鶴旧本店壱号蔵出土遺構・遺物 白鶴酒造用具	建造物 考古資料 有形民俗文化財	未指定	東灘区
	御影郷・神戸酒心館酒造用具	有形民俗文化財	未指定	東灘区
	沢の鶴株式会社大石蔵附灘の酒造用具	有形民俗文化財	県指定	灘区

一式 槽場遺構	史跡	未指定	
灘の酒樽製作技術	無形民俗文化財	国記録	東灘区
兵庫津・樽屋権兵衛家酒樽・桶づくり道具一式	有形民俗文化財	未指定	
兵庫津・酒造稼名前帳	古文書	未指定	
敏馬神社弁才船絵馬	有形民俗文化財	神戸市指定	灘区
神戸大学海事博物館樽廻船資料	歴史資料	未指定	東灘区
賢愚経残巻(大聖武)甲巻四百六十一行 乙巻五百三行多数	有形文化財 (美術工芸)	国宝 重要文化財	東灘区
白鶴美術館本館、白鶴美術館事務棟、白鶴美術館土蔵、白鶴美術館茶室(崧庵)	建造物	国登録	東灘区
私立灘中学校・高等学校本館	建造物	国登録	東灘区
甲南漬資料館(旧高嶋家住宅主屋)	建造物	国登録	東灘区
御影公会堂	建造物	国登録	東灘区